

「スターデジオ」事件 著作権隣接権侵害差止請求事件
東京地判 H10(ワ)17018 号 H12.5.16

1. 事案の概要

(1) 通信衛星放送サービス「スカイパーフェク TV」の「第一興商スターデジオ 100」というラジオ番組(以下「本件番組」という)には、100 に及ぶチャンネルがあり、商業用レコードに収録された音楽がデジタル信号により放送されていた。それぞれのチャンネルでは、同じ曲目の番組が数時間ごとに多数回にわたり、同一周期をもってほぼ間断なく送信されており、聴取者は、ファックスサービスにより曲目、アーティスト名、曲目の送信順序、番組開始時刻等の情報を得て、自分の聴きたい(あるいは録音したい)曲を好きな時を選択して聴くことができ、MDその他の記憶媒体に録音することも容易であった。

(2) 第一興商株式会社(以下「被告第一興商」という)は、放送法上の委託放送事業者(放送法 2 条 3 号の 5)であり、受託放送事業者(放送法 2 条 3 号の 4)である株式会社日本サテライトシステムズ(以下「訴外日本サテライト」という)に本件番組の放送を委託し、日本デジタルサービス株式会社(以下「被告日本デジタル」という)は、本件番組の放送に関し、いわゆるプラットフォームとして被告第一興商の委託を受けて、後述の保有サーバへの蓄積等の処理における機材に関する監視業務を行うとともに、訴外日本サテライトの委託を受けて、衛星への放出(アップリンク)等を行っていた。

(3) 本件番組における商業用レコードに収録された音楽の公衆送信に際しては、アナログ再生及びその信号のデジタル変換、圧縮がなされ、圧縮された音楽 CD のデジタル信号が被告第一興商の保有サーバに蓄積される。一方、受信者が保有する受信チューナーにおいては、受信した電波からデジタル・データに復調され、スクランブル解除、多重化の解除、圧縮の解除などの処理が行われるが、この一連の処理の間、このデジタル・データは、受信チューナーに設けられた RAM に蓄積される。

(4) 本事案は、本件番組で送信された楽曲が収録されている商業用レコードの製作者であるレコード会社 8 社(以下「原告ら」という)が、本件番組を「スカ

イパーフェク TV」により有料送信していた被告第一興商と、通信衛星放送サービス「スカイパーフェク TV」を提供する被告日本デジタルに対して、本件番組の公衆送信にともなう被告第一興商の保有サーバへの複製、受信チューナーの RAM への複製、個々の視聴者の MD 等の記憶媒体への私的複製の教唆・幫助行為が、自らの著作権隣接権を侵害するものとして、同番組における原告等が著作権隣接権を有するレコードに収録されている楽曲の音源(以下「本件各音源」という)の公衆送信の差止及び損害賠償等を請求した事件である。なお、著作権法は、単に「法」と略称する。

2. 争点

争点 1: 被告日本デジタルは、本件番組の公衆への送信行為の主体となるか。

争点 2: 被告第一興商によるその保有サーバにおける複製権侵害の成否(法 102 条 1 項により準用される法 44 条 1 項の適用の可否)。

本件番組の公衆への送信が「放送」に当たるか。

被告第一興商が「放送事業者」に当たるか。

本件番組において音楽データを保有サーバに蓄積することが「一時的に録音」することに当たるか。

争点 3: 被告らによる違法な私的複製の教唆・幫助による複製権侵害の成否

本件番組において送信された本件各音源を受信者が MD に録音することが法 30 条 1 項によって許容される私的使用のための複製に当たるか。

被告らの行為は、本件番組の受信者に対し、本件各音源を MD に録音することを教唆又は幫助するといえるか。

複製の教唆者・幫助者に対する差止請求の可否。

争点 4: 被告らによる受信チューナーにおける複製権侵害の成否(受信チューナーの RAM における音楽データの蓄積が「複製」に当たるか)。

争点 5: 原告らが受けた損害

なお、裁判所は、争点 2 乃至 4 について否定的な判断をしたため、争点 1 及び争点 5 については判断がされていない。

3. 当事者の主張と裁判所の判断

(1) 争点2—被告第一興商によるその保有サーバにおける複製権侵害の成否(法102条1項により準用される法44条1項の適用の可否)について

(当事者の主張)

本件番組における音楽データの保有サーバへの蓄積は、法102条1項によって準用される法44条1項の放送事業者が行う放送のための「一時的な録音」に当たるとの被告らの主張に対し、原告らは、「本件番組は、聴取者の嗜好・好みに応じ、また聴取者の都合のよい時に好きな楽曲を受信させるものであって、リクエスト送信そのものであるか、又は実態においてそれと異なるものであるから、本件番組の公衆への送信は、著作権法上の『放送』には当たらない。」「法44条1項にいう『放送事業者』には、本来的な放送事業者である『受託放送事業者』のみが含まれ、『委託放送事業者』(被告第一興商)は含まれない。」「本件番組における保有サーバへの蓄積は、法44条1項の立法理由(複製利用の軽微性・複製権への影響の微小性)が妥当する性質のものではなく、同条項にいう『放送のための一時的固定』には該当しない。」と主張して、これを争った。

(裁判所の判断)

本件番組の公衆への送信は、著作権法上の「放送」に当たる。

本件番組の各チャンネルにおける送信は、法2条1項8号に定める「公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信」との「放送」の定義に当てはまるものであり、法44条1項所定の「放送」にも当然該当する。

被告第一興商は、著作権法上の「放送事業者」に当たる。

被告第一興商は、放送法上の委託放送事業者(同法2条3号の5、52条の13第1項)の地位に基づき、その委託放送業務として、著作権法上の「放送」に該当する本件番組の送信に、主体的に関与しているものといえるから、「放送を業として行う者」、すなわち法2条1項9号の「放送事業者」に当たるものであり、したがって、法44条1項の「放送事業者」にも当然該当する。

音楽データを保有サーバに蓄積することは、「一時

的に録音」することに当たる。

法44条1項が、放送事業者が権利者から許諾を得るなど放送権を侵害することなく当該著作物を放送することができる場合において、自己の放送のためのレコードの一時的な録音をレコード製作者の複製権を侵害しないものとして認めた趣旨は、本来レコードを用いた放送はレコード製作者の許諾を要せず自由に行い得るものとされるところ(ただし、商業用レコードを用いた放送については、レコード製作者への二次使用料支払義務が生じる。法97条)、他方において、放送が一般的に放送対象物の録音物・録画物によって行われることが通常であることから、具体的な放送に通常必要とされる範囲内でのレコードの録音は、その放送自体が自由に行い得るのと同様の意味において、これを自由なものとして認めることにあるものと解される。したがって、同条項におけるレコードの「放送のための一時的な録音」に当たるか否かを判断するに当たっては、当該録音が、その目的とされる放送の実態に照らし、具体的な放送に通常必要とされる範囲内のものか否かという観点から考察すべきものである。

本件番組における音楽データの保有サーバへの蓄積は、特定の具体的な放送予定を前提として初めて行われるものであり、また、保有サーバに蓄積される総曲数が限定され、放送されない曲はいずれは消去されるという運用システムの下で行われるものであるから(頻繁に放送されることになる曲については、特定の放送が終了しても消去されないまま次の放送のために蓄積が継続する事態も生じ得るが、それは具体的な放送予定が反復して入ることによって結果的に生じる事態にすぎない)、具体的な放送上の必要に応じ、その必要性の範囲内において行われているものといえることができる。

したがって、本件番組における音楽データの保有サーバへの蓄積は、その運用の実態に照らし、それがいずれ消去されることが予定されたシステムの下における蓄積であるという意味において「一時的」なものといえるものであり、また、具体的な放送に通常必要とされる範囲内において行われるものであるから、法102条1項によって準用される法44条1項における「放送のための一時的な録音」に当たるものと認められる。

(2) 争点3について—被告らによる違法な私的複製の教唆・幫助による複製権侵害の成否

(当事者の主張)

原告らは、「私的使用のための複製を許容する法 30 条 1 項は、ベルヌ条約 9 条に基づく規定であるから、ベルヌ条約 9 条 2 項但書きの『そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を害しないことを条件とする』との条件に従う必要がある。本件番組の受信者が本件各音源を MD に録音する行為は、レコード製作者によるレコードの通常の利用を妨げるものであるから、法 30 条 1 項により許容される私的複製には該当せず、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害する。」被告第一興商は、受信者に配布しているカタログにおいて受信チューナーを MD 等のオーディオ機器に接続し録音することを勧め、受信者による録音の便宜のために、どのアーティストのどの曲が何時何分何秒から放送されるかという秒単位の番組予告をファックスで受信者に送信するサービスを行っており、また、被告日本デジタルは、受信者に配布しているマニュアルにおいて、『MD につなげれば楽しさは更に広がる』と、受信チューナーを MD 等のオーディオ機器に接続し録音することを勧め、受信者による録音の便宜のために、どのアーティストのどの曲が何時何分何秒から放送されるかという秒単位の番組予告をファックスで受信者に送信するサービスを行っている。したがって、被告らは、本件番組において本件各音源を公衆に送信することなどにより、受信者に対して、本件各音源を MD に違法に複製することを教唆又は幫助している。」と主張し、被告らは、これを争った。

(裁判所の判断)

本件番組の受信者が公衆送信された本件各音源を MD に録音するのは、法 30 条 1 項によって認められる私的使用のための複製に当たる。

受信者による本件各音源の MD 録音が、一般的に、個々の受信者にとって、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」を目的として行われていることは明らかであり、法 102 条 1 項によって準用される法 30 条 1 項が規定する「私的使用のための複製」に当たるものといえる。

また、同条項の背景となるベルヌ条約の規定を持ち出して、その規定に当たるか否かを直接問題とするまでもないというべきである。

被告らによる違法な私的複製の教唆・幫助による

複製権侵害の成否について

個々の受信者による本件各音源の MD への録音は、本件各レコードの違法な複製とはいえないのであるから、原告らの主張は、その前提を欠くものというべきである。

(3) 争点 4 について—被告らによる受信チューナーにおける複製権侵害の成否(受信チューナーの RAM における音楽データの蓄積が「複製」に当たるか)

(当事者の主張)

原告らは、「本件番組において本件各音源に係る音楽データを公衆に送信し、これを各受信者の保有する受信チューナーの RAM に蓄積させることにより、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害している」と主張し、被告らは、これを争った。

(裁判所の判断)

著作権法は、有形的な複製行為(複製)については(法 21 条)、たとえそれがコピーを一部作成するのみで公の利用を予定しないものであっても、原則として著作者の排他的権利を侵害するものとしているのであり、これは、いったん著作物の有形的な複製物が作成されると、それが将来反復して使用される可能性が生じることになるから、右複製自体が公のものでなくとも、右のように反復して使用される可能性のある複製物の作成自体に対して、予防的に著作者の権利を及ぼすことが相当であるとの判断に基づくものと解される。

RAM におけるデータ等の蓄積は、一時的・過渡的な性質を有するものであるから、RAM 上の蓄積物が将来反復して使用される可能性のある形態の複製物といえないことは、社会通念に照らし明らかというべきであり、したがって、RAM におけるデータ等の蓄積は、著作権法上の「複製」には当たらないものといえる。

(4) 裁判所は、上記のとおり判断した上、被告らが原告らの著作隣接権(レコード製作者としての複製権)を侵害している旨の原告らの主張は、いずれもこれを認めることができないから、その余の点につき判断するまでもなく、原告らの請求は理由がないとして、これを全て棄却した。

5. 評 釈

デジタル方式は、アナログ方式に比べ、高品質の録音、録画が可能であり、また、複製を重ねても劣化が

ほとんどない。しかるに、著作権法が、デジタル技術の取扱いをアナログ技術と異なるように規定した条項は、デジタル録音録画機器媒体による私的録音録画補償金制度の導入(著作権者については法 30 条 2 項、実演家及びレコード製作者については法 102 条 1 項において法 30 条 2 項を準用、私的録音録画補償金を受ける権利の行使等については、法 104 条の 2 ないし法 104 条の 11)、技術的保護手段の回避(法 30 条 1 項 2 号、法 119 条 1 号、法 120 条の 2 第 1 号、第 2 号)や、著作権管理情報の改変などの規制(法 113 条 3 項及び 4 項、法 119 条 1 号、法 120 条の 2 第 3 号)のみである。

また、送信メディアの多様化に伴い、放送と通信の境界がいずれにあるかが議論される今日にいたっても、「放送権」や「放送事業者」などの「放送」の概念を前提とする著作権法上の規定の改正はなく、従来の定義規定がそのままの形で存続している。

しかし、他方では、本件被告らが提供するような通信衛星サービスを通じたデジタル放送が日常的に行われるようになり、このようなデジタルメディアによる衛星放送に対して、アナログ方式を前提としての「放送」概念によって構成された著作権法の規定をそのまま適用することの妥当性が、まさに本件訴訟において争点となったのである。ちなみに、本件原告であるレコード製作者には、商業用レコードの放送における使用について、二次使用料の請求権が認められているが(法 97 条)、この二次使用料や MD 等に課されている私的録音保証金(法 30 条 2 項)のみの収入では、本件放送による CD 等の販売機会喪失による損害を到底補うことができないため、被告らによる放送を何とか差し止めようとして様々な主張を試みたものである。

原告らも主張するように、ウェブサイトの音源にアクセスしてダウンロードする「プル型」はもちろん「プッシュ型」のインターネット放送であっても、おそらく送信可能化権(法 96 条の 2)に基づき差し止めが可能であったと考えられる。判決文からすると、本件放送におけるコンテンツの配信はインターネット放送に近いものと思われるが、本件放送が著作権法上の「放送」に該当すると認定される限り、本判決の採用した結論はやむを得ないところであろう。

もっとも本判決は、その末尾において、「本件番組の公衆送信の実態を前提とすれば、現状において原告等と被告第一興商との間に、実質的な利益の不均衡が生

じているとの原告等の主張も理解できないわけではないが、この点を前記のような著作権法の解釈に反映させようとする原告らの本件における主張は、法律の解釈論の枠を超えるものといわざるを得ない。あえていえば、右のような実質的利益の不均衡を問題とする議論は、立法論としてあるいは著作権法 97 条に基づく二次使用料の額の決定のための協議を行う際や文化庁長官による裁定を求める際に主張されるべきことというほかはない。」と述べている。

今後、地上波放送のデジタル化、蓄積型デジタルテレビの普及などにより、音楽をはじめとする著作物の様々な形態での利用が行われることが容易に予測されることからすれば、著作物とりわけデジタルコンテンツの利用と流通の適正なルール作りこそ、デジタル産業の発展のために不可欠である。

なお、同一の事実関係に対する同種事件として、平成 12 年 5 月 16 日東京地裁判決(平成 10 年(ワ)第 19566 号放送差止等請求事件)があるが、この事件における原告レコード会社は、本件争点 3 について、ユーザーにおける複製行為の教唆・幫助という主張ではなく、被告第一興商の行為そのものが複製行為であると主張した(争点 2 はほぼ同じ主張)。しかし、この事件においても、裁判所は原告の請求を認めなかった。

(弁護士 松浦 康治・黒河内 明子)